

三重県障がい者雇用推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 障がい者雇用の着実な推進を図るため、行政、企業及び関係団体等、障がい者就労支援機関、特別支援学校及び障がい者団体等の関係機関により、三重県障がい者雇用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 障がい者雇用に関する企業等における取組や県民による自発的な活動を拡大する取組等の促進及び協力に関する事項
- (2) 障がい者雇用に関する関係機関の情報等の共有及び提供に関する事項
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成団体等)

第3条 協議会の会長は知事とする。

2 協議会は、会長が選任する別表に掲げる者で構成する。

(運営)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 委員が出席できないときは、代理の者が出席することができる。
3 協議会は、必要に応じ、参考人を招き、意見を聴くことができる。

(運営会議)

第5条 協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、別表に掲げる者で構成する。
3 運営会議の議長は、雇用経済部障がい者雇用・就労促進課長を充てる。
4 運営会議は、議長が招集する。
5 運営会議は、協議会の協議事項等を整理・検討する。

(幹事)

第6条 運営会議に幹事を若干名おく。

2 幹事は、運営会議員の中から互選によって任命される。
3 幹事は、運営会議の協議が円滑に進むよう運営会議に付議する事項を調整する。

(庶務)

第7条 協議会、運営会議及び部会の庶務は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。